



発行日 令和3年2月1日 

発行所 公益社団法人
大田原市シルバー人材センター

事務所 大田原市新富町3丁目8番10号
TEL (0287) 23-1255

編集 会報編集委員会 

ホームページ  
<http://park22.wakwak.com/~ohtawara/>



新年のごあいさつ

公益社団法人大田原市シルバー人材センター

理事長 佐藤 芳昭



明けましておめでとうございます。

会員、市民の皆様におかれましては、健やかに新春を迎えられたものと心からお慶び申し上げます。
また、日頃より当センターの運営に格別なご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

おかげさまで昭和62年9月の設立以来33年目を迎えることができ、関係各位に改めて感謝の意を表すものでございます。

さて、昨年来の新型コロナウイルスの蔓延により社会活動や経済活動等に大きな影響が出ておりますが、当センターにおきましても各種イベントの中止や事業の縮小によって就業状況に少なからず影響が出ており、併せて感染防止という制約の中で運営していかなければならないという前例の無い厳しい状況となっております。

しかしながら、人生百年時代と言われて久しい昨今、高齢者が生きがいを持ち、社会に積極的に参加し地域の活性化に寄与する一つ的手段としてシルバー人材センターの役割は大変重要なものであり、これからも無くてはならない存在と考えております。そのためには「withコロナ」「新しい日常」を見据えながらも、これまで以上に会員の拡大や新規就業開拓等の取り組みを進めていく所存であります。

つきましては市民の皆様や行政の支援のもと事務局職員、会員一同一丸となってこの難局を乗り切ってまいりたいと思っておりますので、なお一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

いまだ感染の収束が見通せない状況ではありますが、ワクチンの開発等も進み明るい兆しも見えはじめております。皆様方におかれましては引き続き感染防止にご留意されてお過ごしいただきますようお願い申し上げますとともに、一日も早い収束を祈念いたしましてごあいさつとさせていただきます。

60歳からのいきいきライフセミナーに参加しました!



令和2年11月14日(土)に栃木県シルバー人材センター連合会主催の「60歳からのいきいきライフセミナー」が、那須野が原ハーモニーホールにて開催されました。

当日は会員の松村幸子さん、蜂須賀タキ子さんの2名がステージに立ち、シルバー人材センター会員の体験談をお話されました。セミナーが始まるまではお二人ともとても緊張されていましたが、いざ本番が始まると、とても落ち着いてお話されていました。

就業希望調査説明会が開催されました!!



●就業希望調査説明会



令和2年11月11日(水)から12月7日(月)まで延べ8日間、本部会議室及び黒羽川西地区公民館多目的ホールにおいて、センターでの働き方や規則などを含め、令和3年度の就業希望調査説明会を開催し、192名の方が出席されました。



●令和2年の配分金等に係わる確定申告について

市役所申告期間 令和3年 2月15日(月)から3月15日(月)まで
税務署申告期間 令和3年 2月16日(火)から3月15日(月)まで

シルバー人材センターで就業された会員の皆さんに支払われる「配分金」は、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、確定申告又は市県民税の申告をする必要があります。所得税が課税されない場合でも、市県民税の申告は必要になりますので、センターで発行した配分金支払証明及び配分金を受け取った通帳と印鑑を申告会場に必ず持参して下さい。

又、派遣や職業紹介で就業された方は、「賃金」として支払われ、「給与所得」に該当しますので、源泉徴収票もあわせて持参して下さい。

※配分金支払証明書や源泉徴収票は1月下旬に郵送しますので、申告期間まで大切に保管して下さい。

事例Ⅰ（収入が配分金のみの場合）

{配分金額－特別控除額(55万円)－基礎控除額(48万円)－その他の所得控除額} × 所得税率 = 所得税額
 ※収入が配分金のみの場合、上記のとおり特別控除額と基礎控除額の合計額103万円までは、申告を行えば所得税が課税されません。

事例Ⅱ（配分金のほか公的年金等の収入がある場合）

{ {配分金額 - 特別控除額(55万円)} + {公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額} - 基礎控除額(48万円) - その他の所得控除額 } × 所得税率 = 所得税額

注1 事例Ⅰ及び事例Ⅱにおいて配分金額が55万円以下の場合の特別控除額は、当該配分金相当額となります。

注2 確定申告の対象となる配分金は、令和2年1月分から令和2年12月分までとなります。

注3 詳細については、大田原税務署(☎22-3115)又は大田原市税務課市民税係(☎23-8725)へお問い合わせ下さい。

●会員の登録更新は **2月26日(金)** までに

会員登録有効期間は1年となっておりますので、継続する場合は更新手続きが必要です。後日各会員に送付します、会員現況調査票等の書類に必要事項を記入のうえ、年会費2,000円を添えて期日までにセンターへ提出して下さい。

期日までに更新手続きをされませんと4月からの就業ができなくなります。

なお、退会される場合も、その旨を記入して提出して下さい。



ウッドチップ活用してみませんか？ **無料で配布しています**



緑資源リサイクル事業

植木剪定作業で生じる、枝木を機械で粉砕して出来上がったのが、ウッドチップです。肥料の材料や敷材等に活用してみたい方は、センター事務局までご連絡下さい。

無料で差し上げます。(1袋約10kg)

一緒に働いてみませんか!!「会員募集中」

入会説明会を開催しています

シルバー人材センターでは、一緒に働く会員を募集しています。入会資格は、市内に居住している概ね60歳以上の健康で働く意欲のある方であれば、会員になれます。年会費2,000円が必要です。

入会希望者を対象に毎月第1水曜日午前9時から入会説明会を開催しています。説明会に参加する場合、予約が必要ですので、シルバー人材センター事務局までお電話下さい。

電話(23)1255

※令和3年4月1日から令和4年3月31日までの継続した就業先で定員に満たない事業所がございます。ご興味のある方は是非入会説明会にご参加ください。

空きのある就業先の業務内容

- 公共施設の受付及び管理業務
- 老人ホームの室内清掃
- 公共施設の施設内清掃
- 民間企業の事務所・工場内清掃
- 民間企業の工場内トイレ清掃

作業風景!!



屋内清掃作業



資源ごみ回収作業



草取り作業



窓拭き作業

公益社団法人 大田原市シルバー人材センター



【本部】 〒324-0055 大田原市新富町3丁目8番10号
TEL 0287-23-1255 FAX 0287-23-1408

【黒羽支部】 〒324-0233 大田原市黒羽田町401(シニアプラザ清流荘内)
TEL 0287-54-0186 FAX 0287-54-0182